平成２９年（フ）第３２８号
奈良県生駒市俵口町1138番地　グレイス・ヴィラ306、住民票上の住所奈良市あやめ池南８丁目１番30―Ｂ―407号
破産者　西條　良子（旧姓河本）
１　破産債権の届出期間　平成30年７月10日まで
２　一般調査期日　平成30年８月21日午前10時10分
平成30年６月８日　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第７号
宮崎市希望ケ丘１丁目８番８号
破産者　今村　陽子
１　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
２　一般調査期日　平成30年８月24日午後１時45分
平成30年６月８日　宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２０９号
神戸市長田区大塚町１丁目２番５号
破産者　牧内由紀美
１　破産債権の届出期間　平成30年７月12日まで
２　一般調査期日　平成30年８月９日午前10時15分
平成30年６月７日
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９号
長崎県長崎市中新町13番18号
破産者　石川千佳子
１　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
２　一般調査期日　平成30年８月22日午後１時15分
平成30年６月８日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３２号
大阪府富田林市錦織東３丁目15番２号
破産者　ニッシン株式会社
１　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
２　一般調査期日　平成30年９月13日午後２時30分
平成30年６月７日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４１９７号
大阪市住吉区沢之町２丁目４番12―612号
破産者　郷路　卓也
１　破産債権の届出期間　平成30年７月31日まで
２　一般調査期日　平成30年９月13日午後２時30分
平成30年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７号
大分市新川町２丁目９番９号
破産者　清原　　修
１　破産債権の届出期間　平成30年７月31日まで
２　一般調査期日　平成30年９月19日午前10時
平成30年６月７日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責審尋期日

平成２９年（フ）第９３５２号
東京都港区赤坂２丁目17―50―601
破産者　小路　佳澄
審尋期日　平成30年９月４日午前10時
平成30年６月５日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２０４５号
東京都中央区京橋３丁目９番２号宝国ビル６階
清算株式会社　株式会社平成管財
代表清算人　林　　正
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２１１３号
東京都中央区銀座２丁目14番７号銀座ＯＭビル２階
清算株式会社　株式会社銀座ヨククル
１　決定年月日　平成30年６月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第２００１号
青森県八戸市下長１丁目25番８号
清算株式会社　株式会社ＴＳ
代表清算人　千葉　正明
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以降の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の免除
一般債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
３　残余財産が発生した場合の弁済
⑴　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金及び預け金から清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してもなお残額が存する場合は、一般債権者に対し、当該残額を一般債権者の基準債権額で按分して支払う。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、２に基づく免除は、当該弁済額を限度として本協定認可決定確定時に遡って効力を失う。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権のうち、千葉正明及び千葉文子が有するものをいう。
２　関連会社債権の免除
関連会社債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
青森地方裁判所八戸支部

平成３０年（ヒ）第２００２号
青森県八戸市下長１丁目25番８号
清算株式会社　株式会社ＨＳ
代表清算人　千葉　正明
１　決定年月日　平成30年６月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以降の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の免除
一般債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
３　残余財産が発生した場合の弁済
⑴　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金及び預け金から清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してもなお残額が存する場合は、一般債権者に対し、当該残額を一般債権者の基準債権額で按分して支払う。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、２に基づく免除は、当該弁済額を限度として本協定認可決定確定時に遡って効力を失う。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権のうち、株式会社ＴＳ、千葉正明及び千葉とみよが有するものをいう。
２　関連会社債権についての免除
関連会社債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
青森地方裁判所八戸支部